発行登録書（法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。）	第十一号様式 第十一号の二様式 第十一号の二の二様式
発行登録追補書類（法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。）	第十二号様式 第十二号の二様式
自己株券買付状況報告書（法第二十四条の六第二項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。）	第十七号様式
有価証券届出書（法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第五条第一項の規定による届出書をいう。）	第四号様式 第四号の三様式 第四号の三の二様式 第四号の三の三様式
有価証券報告書（法第二十四条第五項において準用する同条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。）	第七号様式 第七号の三様式
半期報告書（法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。）	第十号様式 第十号の三様式
発行登録書（法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書をいう。）	第十五号様式 第十五号の三様式
発行登録追補書類（法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類をいう。）	第二十一号様式

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令

公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書（同項に規定する内閣府令で定める添付書類を除く。）をいう。）	第二号様式
意見表明報告書（法第二十七条の十第一項に規定する意見表明報告書をいう。）	第四号様式
公開買付撤回届出書（法第二十七条の十一第三項に規定する公開買付撤回届出書をいう。）	第五号様式
公開買付報告書（法第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書をいう。）	第六号様式
対質問回答報告書（法第二十七条の十第十一項に規定する対質問回答報告書をいう。）	第八号様式
公開買付届出書（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書（同項に規定する内閣府令で定める添付書類を除く。）をいう。）	第二号様式
公開買付撤回届出書（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十一第三項に規定する公開買付撤回届出書をいう。）	第三号様式
公開買付報告書（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書をいう。）	第四号様式
大量保有報告書（法第二十七条の二十三第一項又は第二十七条の二十六第一項に規定する大量保有報告書をいう。）又は変更報告書（法第二十七条の二十五第一項又は第二十七条の二十六第二項に規定する変更報告書をいう。）	第一号様式 第二号様式 第三号様式
内部統制報告書（法第二十四条の四の四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内部統制報告書をいう。）	第一号様式

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）